

広島県卸売市場条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十一号

広島県卸売市場条例を廃止する条例

広島県卸売市場条例（昭和四十六年広島県条例第六十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。